

創業

スタートアップ

助成



創業当初に必要な経費の一部を支援し、安定的かつ持続的な経営に取り組む事業を支援、区内における創業を促進することを目的として実施します。

【事業所家賃助成】

助成率 **2/3** 助成額 **30万円**
(月額上限：5万円)

【ホームページ等作成助成】

助成率 **2/3** 助成額 **20万円**

●お問い合わせ先●

産業振興センター 就労・経営支援係

〒167-0043 杉並区上荻1丁目2番1号 Daiwa荻窪タワー2階

電話：03-5347-9077 (直通) ファクス：03-3392-7052

助成対象者

次の要件を全て満たす方が対象です。

1. 中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
2. 区内に主たる事業所（注1）を有し、かつ、区内で東京信用保証協会の保証対象業種を事業として営む個人又は法人であること。
3. 基準日時点で6か月以内に創業しようとする者又は創業6か月以内の者であること。（注2）
4. 商店会へ加盟すること。（商店会の区域内に事業所がある場合）

ただし、次に該当する方は、助成の対象となりません。

- ・ 暴力団、暴力団員等又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者
- ・ 納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）に滞納又は未申告がある者
- ・ チェーン店又はフランチャイズ店として事業を営む者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- ・ 宗教活動又は政治活動を事業目的とする者

（注1）法人の場合は、本店登記。個人事業主の場合は、開業届の納税地。

（注2）対象となる創業期間に区外で創業し、区内に移転した場合は、法人の場合は本店登記の移転、個人事業主の場合は開業届の納税地の変更手続きが必要です。ただし、創業日は区内に移転した日ではなく、区外で創業した日を基準とします。

基準日及び申請期間

	基準日	対象となる 創業（予定）日	申請期間	
			事業所家賃助成	ホームページ等 作成助成
第1回	4月1日	令和4年10月1日 ～令和5年9月30日	令和5年4月1日 ～令和5年5月31日	令和5年4月1日 ～令和5年9月30日
第2回	10月1日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	令和5年10月1日 ～令和5年11月30日	令和5年10月1日 ～令和6年3月31日

※予算の範囲内で助成します。（先着順）



詳細については、区公式ホームページをご覧ください。

URL：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/shigoto/sougyou/1071726.html>